

「MICE@TOKYO」利用要綱

6 公東観コ誘第 128 号
令和 6 年 2 月 19 日制定
令和 6 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が、東京の開催地としての魅力を向上させ、一層の誘致促進と、オンライン参加者の満足度向上、及び次回の訪都促進を図ることを目的として運営される、メタバース空間上に構築されたバーチャル会議場「MICE@TOKYO」（以下「MICE@TOKYO」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) M I C E

企業系会議（M: Meeting）、企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）、国際会議等（C: Convention）、展示会・見本市/イベント等（Ex: Exhibition / Ev: Event）の総称をいう。

ア 企業系会議（M: Meeting）

複数の海外拠点を有する国内外の企業等が、国内外から管理者や従業員等を都内に集めて行う会議

イ 企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）

企業等が、代理店の表彰、研修、顧客の招待等の目的で実施する旅行

ウ 国際会議（C: Convention）

国際機関・団体（各国支部を含む）、学会や協会等が主催する会議

エ 展示会・見本市/イベント等（Ex: Exhibition / Ev: Event）

国際機関・団体（各国支部を含む）、学会や協会等が主催する展示会、見本市、イベント等

(2) 主催者

原則として M I C E の企画・実施に関する一切の事業を行う企業・団体等の主体、または企業が指定した事業者（会議運営会社、ミーティングプランナー等）で、国内に拠点を有するものをいう。

(3) 海外参加者

M I C E の開催日現在、日本国外に居住している参加者をいう。

(4) 総参加者数

M I C E に参加登録（現地参加）をした参加者（同伴者及び出展者を含む）の数。

(5) メタバース空間

多人数が参加可能で、利用者がアバター（分身）を操作して他者と交流することを目的にインターネット上に構築するバーチャル空間をいう。

(利用申請対象者)

第 3 条 利用申請対象者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) M I C E 開催に必要な組織体制が整備されているもの。

(2) 当該 M I C E について、適法かつ有効な運営規約を有しているもの。

(3) 以下のいずれにも該当しないもの。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係

者をいう。)に該当する者があるもの

(利用対象MICE)

第4条 利用対象MICEは、以下のすべての要件を満たすものとする。

(1) MICEを東京都内の施設を主会場(リアル会場)とし、MICE@TOKYOを併用してハイブリッド形式で開催するもの。

なお、リアル会場で開催されるMICEは、以下の要件を満たすこと。

ア 都内の会場を使用していること。

イ 現地の総参加者数は50人以上、うち海外参加者20人以上でありかつ、参加国数が3か国以上であること。

ウ 展示会・見本市の場合は、UFI認証(*)若しくはJECC認証(**)を受けている、または主催者が海外参加者数を公開する予定がある展示会・見本市であること。

(*)UFI: UFI(国際見本市連盟)の定める基準を満たしたもの。

(**)JECC: JECC(日本展示会認証協議会)の定める基準を満たしたもの。

エ 日本語以外の言語で実施されるプログラムが含まれていること。

(2) 内容が、次の一つ以上に該当するものであること。

ア 東京のプレゼンス向上に寄与するもの。

イ 東京の産業・経済の振興に寄与するもの。

ウ 東京の学術・文化・国際交流の振興に寄与するもの。

エ その他、特に必要と認められるもの。

(3) MICEの主な目的が営利目的(販売活動及び有料配信の実施等)でないこと。

(4) MICEの成果の還元先が特定の個人・団体に限られないこと。

(5) 企業の労働組合活動又は福利厚生を目的とするものでないこと。

(6) 国または地方自治体が開催するものでないこと。

(7) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。

(8) 公序良俗に反するものでないこと。

(MICE@TOKYOの内容)

第5条 MICE@TOKYOの施設及び利用時間は別表1に掲げるものとする。

(利用申請)

第6条 主催者がMICE@TOKYOの利用を申請しようとする場合は、「MICE@TOKYO」専用ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)から申請しなければならない。

2 財団は必要があると認めるときは、主催者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(審査)

第7条 財団は、利用対象としての適格性等を審査する。

(利用承認)

第8条 財団は、前条の審査の結果を申請者に通知する。

2 申請者は、MICE@TOKYOの利用権利の譲渡または転貸をすることはできない。

(利用料金)

第9条 MICE@TOKYOの利用料金は無料とする。

(遵守事項等)

第10条 MICE@TOKYOの利用にあたり、主催者は関係法令、東京都条例等並びに下記に定める事項を遵守すること。なお、施設の利用及び開催催事の管理・運営について、催事従事者・出展者を含む来場者の行為においても、全て主催者の責任とする。

- (1) 申請内容と異なる利用目的に施設を使用しないこと。
 - (2) 施設内において販売、勧誘、寄付、署名等に類する行為は行わないこと。
 - (3) 他者に対する危害、迷惑を及ぼす行為及び公益を害する行為は行わないこと。
 - (4) 利用時間は遵守すること。
 - (5) 主催者はその責任において全来場者を事前登録し、利用マニュアル及び MICE 開催日のログイン情報を安全かつ適切な方法で提供すること。また、会期における遵守事項を周知徹底し、開催当日も秩序維持に努めること。
- 2 主催者及び来場者に起因する MICE@TOKYO（施設等のメタバース空間上のコンテンツ、システム等を含む）のき損・滅失は、主催者の責任において、その損害を賠償するものとする。
 - 3 主催者が MICE@TOKYO の利用に関連して第三者との間で紛争を生じた場合には、直ちに財団へ通知するとともに、主催者の費用と責任において当該紛争を処理し、その経過及び結果を報告すること。

(利用報告)

- 第 11 条 主催者は、利用後速やかにウェブサイトより利用報告をしなければならない。
- 2 主催者は、原則として、MICE 開催時のキャプチャ画像や録画等の提供又は財団による撮影、取材等に協力しなければならない。当該資料等は、東京都や財団が広報及びその他事業等に活用するものとする。
 - 3 主催者は、今後の MICE@TOKYO 利用促進等を目的として、事務局が実施する各種調査（参加者数、滞在時間の計測等）に協力しなければならない。

(利用承認の取消し等)

- 第 12 条 財団は、利用承認後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の規定による利用承認を取り消すことができる場合は、天災事変その他利用承認の決定後生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
 - 3 財団は前項に加え、主催者が以下のいずれかに該当する場合、利用を取り消すことができる。また、不正の内容、主催者名等の公表を行うことができるものとする。
 - (1) 申請内容と異なる事実が認められたとき。
 - (2) 偽り、隠匿その他不正の手段、目的により MICE@TOKYO を利用しようとしたとき。
 - (3) 公序良俗に反する目的で MICE@TOKYO を利用しようとしたとき。
 - (4) 主催者等（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等であると判明したとき。
 - (6) 財団が指定する期日までに申請書類等の提出が行われないうとき。
 - (7) その他、法令違反が判明したなど、財団が不適切と判断したとき。
 - 4 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の措置については、財団が指示するところによる。

(申請事項の変更、取消し)

- 第 13 条 主催者は、利用承認済の申請事項に変更が生じた場合、又は取消しが必要となる場合、遅滞なく、その旨を事務局へ書面にて届け出て、財団より承認を受けるものとする。

(免責事項)

- 第 14 条 財団は、以下のいずれかに該当する事象が発生した場合に、予告なく MICE@TOKYO の利用の全部又は一部を停止又は中断できるものとし、これにより主催者及び来場者に生じる損害については一切の責任を負わないものとする。

- (1) MICE@TOKYO の運営に係るコンピューターシステム等の点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故、連携停止、仕様変更等により中断又は停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により運営が不可能となった場合
 - (4) その他、財団が停止又は中断を必要と判断した場合
- 2 MICE@TOKYO の利用における MICE 開催に係る法令、規則等については、主催者の責任において調査されるものとし、財団は、開催中に使用・公開されるコンテンツ（論文を含む各種資料等）を含む一切の事項について適法性、適合性を保証するものではなく、コンテンツの公開・配布に係り生じるいかなる損害への責も負わない。
 - 3 MICE@TOKYO における会場へのログイン情報は、事務局より主催者のみへ提供するものとし、財団は、参加者への伝達や当日の参加に係り生じるいかなる損害への責を負わない。
 - 4 財団は、MICE@TOKYO における開催事業について、特定の目的への適合性、有用性、完全性、継続性等を含め、一切の保証の責を負わない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 2 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【別表 1】

	会場名	利用時間
1	オーデトリウム	9:00~21:00
2	カンファレンスホール	9:00~21:00
3	エキスポホール	9:00~21:00
4	コンサートホール	9:00~21:00
5	シネマルーム	9:00~21:00
6	チームスイート (M)	9:00~21:00
7	チームスイート (L)	9:00~21:00